イ　預金質権の解除

船舶更生担保権者は、仮弁済を行うことを目的として管財人が通知した日までに、前記⑷イの定めに従い設定された預金質権の解除に必要な書類を管財人に交付する。

⑹　本弁済

ア　本弁済の実施

管財人は、諸経費及び船舶売却代金更生協力金が確定したときは、売却手取額から仮弁済額を控除した残額について、後記イないしエの定めに従い弁済を行う（以下、本項に基づく弁済を「本弁済」といい、本弁済により弁済される額を「本弁済額」という。）。

なお、管財人は、本弁済を実施するときは、速やかに船舶更生担保権者に対し、本弁済を実施する旨、本弁済日及び本弁済の概要について通知するものとする。

イ　確定更生担保権額を下回った場合の措置

売却手取額が船舶更生担保権の確定債権額を下回った場合（以下、下回った金額を「確定更生担保権不足額」という。）、船舶更生担保権のうち確定更生担保権不足額に相当する金額については、本章第３節第２の定めを準用して、一般更生債権と同等に権利を変更し弁済する。弁済方法については、第４章第２節を準用する。これらの規定の準用に当たっては、本弁済を受けた日に、未確定更生債権が確定したものとみなす。

ウ　確定更生担保権額を上回った場合の措置

売却手取額が船舶更生担保権の確定債権額を上回った場合（以下、上回った金額を「確定更生担保権超過額」という。）において、船舶更生担保権者が、一般更生債権（ただし、売却手取額が本件船舶の更生手続開始の時における時価であったならば更生担保権となるべき一般更生債権（本節第１、２⑶に基づき権利変更された一般更生債権を含む。）に限る。）を有するときは、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額に相当する部分について、船舶更生担保権と同等に取り扱うこととし、本弁済実施日に、確定更生担保権超過額（ただし、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額に相当する部分について、本章第３節第２に基づき、既に一般更生債権として弁済を受けている場合には、その弁済額を控除する。）を一括して弁済する。

エ　預金質権の解除

船舶更生担保権者は、本項⑴の通知を受領したときは、通知を受領した日から10日以内に、前記⑷イの定めに従い設定された質権の解除に必要な書類を管財人に交付する。

第３　更生担保権の弁済の上限に関する特則

将来傭船料債権更生担保権者及び船舶更生担保権者が、更生担保権への弁済として合算して弁済を受けることのできる総額は、別表８－１及び別表８－２の「債権総額（弁済上限額）」欄記載の額（以下「弁済上限額」という。）を上限とし、船舶更生担保権への弁済（前記第２、２⑸仮弁済以降の更生担保権の弁済をいう。以下同じ。）は、弁済上限額から、傭船料債権回収金弁済総額を控除した残額（前記第１、２⑶の定めに従い更生債権として弁済される額及び前記第１、１⑷により確定更生担保権超過額（将来傭船料債権）として弁済される額を含む。以下「本弁済前残高」という。）を上限とする。本弁済前残高が船舶更生担保権の確定担保権額を下回る場合、その下回る額に相当する金額の船舶更生担保権については、将来傭船料債権更生担保権であったものとみなす。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

第１　租税等の請求権

該当なし。

第２　労働債権

１　確定優先的更生債権

確定した優先的更生債権は存在しない。

２　弁済方法

更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。確定した優先的更生債権（労働債権）は、その確定債権額を、更生計画認可決定確定日から１か月後の日が属する月の末日限り弁済する。

なお、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定更生債権

確定した一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表９「一般更生債権弁済計画表」記載のとおりである。

（確定更生債権）　1,626,885,929円及び額未定

（債権者数）　１名

第２　権利の変更及び弁済方法

１　第１回免除及び第１回弁済

⑴　第１回免除

別表９「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者が有する一般更生債権のうち、更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。

⑵　第１回弁済

別表９「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者に対して、第１回免除後の債権額（以下「元本等」という。）（外貨建債権については外貨での金額とする。）に１％を乗じた金額を、本章第１節第１、２、⑵ア①に定める将来傭船料債権更生担保権に対する第１回弁済日に弁済する。

なお、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。

２　中間弁済

前記１の定めに基づく第１回弁済から後記３の定めに基づく追加弁済を実施するまでの間において、弁済をするのに適当な金銭があると認めるときは、管財人は、追加弁済に先立って、裁判所の許可を得て、別表９「一般更生債権弁済計画表」記載の一般更生債権に対し、元本等に按分して弁済（以下「中間弁済」という。）を行うことができる。中間弁済を行う場合も、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。

中間弁済を行う場合は、管財人が任意に定める中間弁済基準日の時点で確定している元本等に対し、裁判所の許可を得てから１か月以内に、管財人の定める弁済率（以下「中間弁済率」という。）を乗じた金額を弁済する。なお、中間弁済は、弁済をするのに適当な金銭があると認められる都度、複数回行うことができる。

３　追加弁済及び追加免除

⑴　追加弁済

①全ての資産の換価・回収が完了し、②確定更生債権等に対する第３章に定める弁済が完了し、③全ての更生債権等の額が確定し、未確定更生債権に対する第４章第２節（未確定更生債権の措置）に定める第１回弁済を完了し（中間弁済を実施した場合は第１回弁済に加えて中間弁済も完了し）、かつ、④清算費用を含む共益債権及び優先的更生債権に対する弁済を控除しても、⑤なお余剰が存在する場合には、裁判所の許可を得て、別表９「一般更生債権弁済